# 大井町第5次総合計画後期基本計画(素案)及び 大井町まち・ひと・しごと創生総合戦略(骨子案)への ご意見をお聞かせください

現在、町では、「大井町第5次総合計画後期基本計画」の策定作業を進めています。

後期基本計画は、平成28年度から5年間の町政運営のための最も基本的な指針となる計画であり、昨年8月に町民3,000名を対象とした「まちづくりアンケート」に始まり、ワークショップ形式の「まちづくり会議」や「大井町総合計画審議会」での議論を重ねてきたところです。

このたび後期基本計画の素案がまとまりましたので、次のとおりパブリックコメント(意見募集)を 実施します。

また、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「大井町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の骨子案もまとまりましたので合わせてパブリックコメントを実施します。

パブリックコメントにより皆様からお寄せいただいたご意見を反映させながら、後期基本計画案及 び総合戦略案をまとめていきたいと考えておりますので、是非、ご意見をお寄せください。

# ご意見募集期間 10月20日(火)~11月2日(月)必着

# ◆ 素案及び骨子案の公表場所

大井町役場(1階正面玄関、2階情報公開コーナー、2階企画財政課)、そうわ会館、ふれあい館、 生涯学習センター、保健福祉センター及び町ホームページ

# ◆ ご意見の提出方法

「『大井町第5次総合計画後期基本計画(素案)』に対する意見」

または「『大井町まち・ひと・しごと創生総合戦略(骨子案)』に対する意見」と明記の上、

- ① 氏名又は名称(法人等団体にあっては代表者名を付してください)
- ② 住所又は所在地
- ③ ご意見(様式はありませんが、素案または骨子案のどの部分に対するご意見かを明示してください。)

を記入し、ご提出ください。

ご意見の提出は、①郵送 ②ファクシミリ ③電子メール ④企画財政課への直接特参のいずれかによりお願いいたします。

※電話又は来庁による口頭での申し出は受け付けません。

#### ◆ ご意見の取扱い

ご意見の概要及びこれに対する町の考え方をあわせて公表します。個別には回答をいたしません。 なお、氏名、住所は公表いたしません。

# パブリックコメントの概要

### 1. 総合計画とは

大井町自治基本条例第14条には、「町は、その将来像を示した総合的な計画を策定し、部門別計画と整合を図りつつ、行政運営を行うよう努めなければなりません。」と定められています。これまで、平成23年度から27年度を計画期間とする第5次総合計画前期基本計画に基づいて、町施策を進めてきたところですが、計画期間が終了することから、ここで新たな基本計画を策定します。

総合計画とは、10年後の将来像を描いた「基本構想」とその間の5ヵ年における取り組みの方向を示した「基本計画」、また、より具体的な事業内容を示した「実施計画」で構成されます。

今回の総合計画素案は、このうち後期基本計画を定めようとするものです。



# 2. 大井町まち・ひと・しごと創生総合戦略とは

大井町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、「総合戦略」。)は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定するもので、今後5年間の基本的方向と具体的な施策をまとめたものとなります。

また、総合戦略はPDCAサイクルの下、毎年度見直しを図っていくこととしております。

とりまとめるにあたっては、町の人口動向といった現状分析を踏まえ、人口の将来展望を示した「人口 ビジョン」を策定いたしましたので、ご参考ください。

なお、総合戦略には、基本目標及び施策ごとに数値目標を盛り込むこととなっておりますが、パブリック コメントにおけるご意見を踏まえ決定することといたしますので、掲げるべき指標等についてもご意見をお 寄せください。

# 地方創生に向けた4つの基本目標

- 1 安定した雇用環境を創出する
- 2 新しい人の流れをつくる
- 3 出産・子育て支援と地域で子どもを育む環境を整備する
- 4 夢おおい未来をめざし活力にみちたまちをつくる